

# 『日本書紀』の編纂における暦日の設定

——暦法に適合しない事例を中心として——

小 島 荘 一

はじめに

【日本書紀】（以下、「書紀」と記す）の暦日が儀鳳暦と元嘉暦によつて計算されたものであることは、現在ではほぼ定説であるといつてよい。<sup>〔1〕</sup> 両暦の境界線についてはまだ不明な点も残されているが、基本的には卷十三安康紀までが儀鳳暦、卷十四雄略紀以降が元嘉暦で計算されたものと考えて大きな問題はないであろう。

暦法を用いて暦日計算を行うことの基本的な意義は、毎月の朔（新月が発生する瞬間）の位置を定めて各月の大小を決定することと、閏月の位置を決定することにある。<sup>〔2〕</sup> 歴史書の編纂における暦日計算の場合には月朔干支を定めることも重要な要素となる。歴史書の日付は干支によつて記されることが一般的であるが、原史料における各記録の日付は数字によつて記されることが基本であったと考えられ、それらを干

支に変換するためには月朔干支を知ることが必要となるからである。頌曆制度が確立し、各年の具注暦が保存されるようになれば、歴史書の編纂に際してわざわざ暦日計算を行う必要もなくなるものと考えられるが、古い時代を扱つた歴史書の場合、当時の暦日（月朔干支）が判然としないものについては、その計算を行うことが必要であった可能性が高いと考えられる。特に「書紀」の場合は、儀鳳暦部分を中心に史実としての原史料（或いは暦日を備えた記録）が存在せず、架空に設定された暦日が多く存在していたと考えられるため、暦法を用いてそれらの暦日計算を行うことは編纂上の重要な作業の一つだったものと考えられよう。

【書紀】は歴史書としては極めて特異な性格を持つている。内容が神代から書き起こされていることもその一つであるが、暦日を有する神武紀以降を考えてみても、千三百年以上にも及ぶ時間的範囲が記録されており、このような歴史書は他に

は例がない。暦日の多くが創作されたと考えられる儀鳳暦部分だけにおいても、範囲は千百年以上にも渡つてお<sup>(5)</sup>り、これだけ長期に及ぶ暦日の計算を行うことは、日本はもとより當時の中国においても前例のない作業だったはずである。この点から考えてみても、暦日の設定は「書紀」編纂上の大きなプロジェクトの一つだったものと考えられるのである。

本稿の目的は、そうした「書紀」独特ともいえる暦日の設定作業が、どのような経緯と方法を用いて行われたのかといふことを考察することにある。具体的な記録がまったく残っていないため、推測に頼らざるを得ない部分も多いが、記された暦日そのものが与えてくれる情報も多い。の中でも特に貴重なものが、暦法に適合しない暦日の存在である。

かつて小川清彦氏は、「書紀」の暦日（主に月朔干支）を検討し、これらが儀鳳暦と元嘉暦によつて計算されていることを解明するとともに、暦法に適合しない事例が存在するのは、伝写時の誤写や文字の脱落によつて誤ったものであると結論付けた<sup>(6)</sup>。これは「書紀」の完成時には、すべての暦日が正しく記されていたとする認識であるといえよう。しかし筆者は、中には最初から暦法に適合しない干支が記されていた場合もあつたのではないかと考へ、前稿においてこうした月朔干支の再検討を行つた。その結果、多くの事例については

題はないが、いくつかの事例については、「書紀」編纂時のミスや暦日計算上の誤りによつて初めから暦法に適合しないものが記されていた可能性もあるのではないかという結論に至つた。こうした事例は、暦日設定時の作業について様々な情報を与えてくれる存在であると思われるため、本稿ではこれらの暦日を中心に考察を進めていきたい。

## 一 暦日の設定過程と長曆

「書紀」の編纂において、暦日の設定が重要な作業の一つであったと考えられることは既に述べたが、個々の暦日の事例について検討する前に、本節ではその作業の全体像について若干の考察を行つてみたい。「書紀」の暦日が儀鳳暦と元嘉暦によつて計算されたものであることは一般に広く認識されているが、その時間的範囲を比較してみると、実は本文の分量とは対照的に、儀鳳暦で計算された部分の方が圧倒的に長期に及んでお<sup>(5)</sup>る。元嘉暦で計算されている雄略紀以降は二四十年程度に過ぎない（神代紀を除いた本文の分量では七割に及ぶ）が、儀鳳暦部分である安康紀以前は千百年以上になるのである。

「書紀」の内容の多くが、史実を正しく伝えたものではないと考えられることは周知のことであるが、内容が伝説や伝

承に基づいたものであれば、そこに付された暦日も当然ながら架空に設定されたものだということになる。元嘉暦部分に関しては、七世紀を中心として過去の原史料に基づく記事も多く存在していると考えられ、こうした記事に付されている暦日は架空に設定されたものではない可能性も高いが、月朔干支など干支を知るためには当時の具注暦などが必要となるので、実質的には、天武紀以降を除く元嘉暦部分の多くの暦日が、「書紀」の編纂時に改めて計算されたものと考えられる。<sup>(14)</sup>

一方の儀鳳暦部分に関しては、恐らくそのほとんどの暦日が架空に設定されたものであろうとを考えられる。一部には「書紀」編纂以前から既に暦日を有していた記事も存在したかも知れないが、それも「書紀」編纂以前のある段階で設定されたものであり、五世紀中頃以前の史実としての暦日が伝わっていた可能性は極めて低いのではないかと思われる。このことは当時の倭国において、暦日が使用されていてことを否定するものではないが<sup>(15)</sup>、最も伝わり易いはずの即位記事などの暦日が「書紀」においては明らかな作為性を持つて記されていることを考慮すると、当時の暦日が正しく伝わったものと考えることは難しいといえよう。

「書紀」の編纂には多くの人々が携わったはずであり、それぞれが役割に応じて作業を分担していたものと思われるが、暦日の計算を行うには専門的な技能が必要であるから、これ

を担当していたのは、陰陽寮の暦博士などを中心とした人々だったのではないかと推測される。彼らに各記事に付される暦日を決定する権限があつたとは考えにくいが、恐らくは予め指定されていた時間的範囲の暦日を計算し、月朔干支などを記した長暦のようなを作成したのではないかと考えられる。

元嘉暦部分に関して考えた場合、ここに記されている記事の多さとほぼ毎年に記事が配置されていること（七割以上）を考慮するならば、恐らく全年に近い長暦が復元されたものと考えられる。一方で儀鳳暦部分に目を向けると、千百年以上にも及ぶ時間的範囲のうちで記事が配されている年は僅か百六十年程度に過ぎない（約一割五分）。このことから考えなるならば、儀鳳暦部分の全暦日の長暦を作成することは、あまりに無駄な労力であると言わざるを得ないであろう。予め各記事の年月日が設定され、それらの暦日が配されている年の長暦だけが計算されたのではないかと推定される。そしてこの長暦をもとに、最終的に数字による日付が干支に変換されたのではないだろうか。

予め設定された年月日がどのようにして決定されたのかについてでは、不明な部分が極めて多い。ただし、儀鳳暦を中心とした「書紀」の古い部分の暦日には、記されている月名や日付に明らかな偏りがあり、のことからも、これらの設定

【表 I】『書紀』の暦日における各日付の累計表

	暦法区分	朔～5	6～10	11～15	16～20	21～25	16～30	30のみ
神武紀～成務紀	儀鳳暦	67	38	38	12	7	4	0
仲哀紀～安康紀		38	27	19	11	7	2	0
雄略紀～崇峻紀	元嘉暦	100	47	26	10	5	2	1
推古紀～皇極紀		52	29	20	14	18	6	1
孝德紀～天智紀		52	31	43	21	22	16	3
天武・持統紀		201	153	150	151	125	92	10
(『続日本紀』)	(略)	(960)	(748)	(709)	(770)	(766)	(673)	(64)

注1、儀鳳暦と元嘉暦の境界線については現在の通説に従った。また、持統紀の暦日に関しては、一部が定朔法による儀鳳暦で計算されたものではないかと考えられているが、本表では元嘉暦としてまとめた（註17）。

注2、参考として、『続日本紀』の各日付に関する累計も載せている。

が何らかの意図を持つて作為的に行われたものであることは確かであると思われる。<sup>(15)</sup> この問題については本稿で詳しく検討を加える余裕はないが、次稿において考察していく機会を設けることにしたい。

なお、各記事に年月日を設定した時点でのことを考えると、この段階では暦日の設定に様々な制約が存在していた可能性が考えられる。その中でも特に重要なものが、先述した各月の大小と閏月の存在である。すなわち、暦法を用いて暦日の計算を行うことの大きな目的は各月の大小と閏月の位置を決定することであるから、長暦が作成されていなかつた段階では各月が大月なのか小月なのかということと、閏月がどこに位置しているのかということが不明であつた可能性が高いのではないかと考えられるのである。そうであるならば、位置のはつきりしない閏月が敢えて暦日として設定されなかつた可能性は十分に考えられる事であろう。この問題は、第三節において詳しく取り上げたいと思っている。同様に、長暦の作成されていなかつた時点で各月の大小が判明していなかつたことを考えるに、三十日条を設定することも困難である。このことを示すかのように、儀鳳暦部分の暦日には三十日条が一つも存在していないという特徴がみられる（表I）。これを年月日の設定時点で各月の大小が判明していなかつたことが原因だと考えれば、よく理解できるのである。<sup>(16)</sup>

逆に長暦の計算を行つた人々について考えてみると、ほとんど暦日として設定されていない閏月の位置を、果たして厳密に計算したのだろうかという疑問が生じる。閏月の位置を特定するためには中気の計算が必要となり、これには各月の月朔干支を計算するのと同等以上の労力が必要となるからである。<sup>(19)</sup> 閏月を完全に無視してしまふと各月の位置がずれ、暦日がまったくたらめなものになつてしまふため、閏月の位置をまつたく計算しなかつたたいうことは有り得ないが、作業を簡略化するために数値を少し単純化した可能性は十分に考えられるのではないだろうか。その結果、いくつかの閏月の位置がずれてしまつたという可能性が存在し、このことが第三節で述べる『書紀』における閏月問題の<sup>(20)</sup> 解決に大きなヒントを与えてくれるものと思われるるのである。

## 二 『書紀』の編纂時における暦日の誤り

『書紀』には、およそ九百の月朔干支が記されているが、このうち小川氏が曆法に適合しない事例であるとしたものは二十四ヶ所存在する（内田正男氏が後にこれに一ヶ所を加えたため、本稿では二十五ヶ所として扱う）。これらを、前稿において筆者が行つた検討をもとに整理し直して表Ⅱ（次頁）を作成した。本稿で特に考察を加えたいのは、伝写時の

誤写や文字の脱落ではない可能性の考えられる六ヶ所の事例（20～25番）である。

これらの六ヶ所の暦日は、大きく分けて二つのグループに分類することができる。一つは『書紀』の編纂時にミスが生じて誤つてしまつたと考えられるもの（20～22番）であり、もう一つは暦日の計算時に誤りが発生してしまつたという可能性が考えられるもの（23～25番）である。本節では、まず前者の事例について考察してみたい。

『書紀』の編纂時に行われたと考えられる暦日設定の過程を改めて考えてみると、まず各記事に年月日の設定が行われ（原史料にこれが記されていたものについてはこの過程は不要ない）、それをもとに暦日の計算を行う専門の人々が特定の年における各月の月朔干支や閏月の位置を計算して、長暦のようなものを作成した。そして最終的に、その長暦を参照しながら、設定された暦日が干支に変換されて各記事に付されたものと考えられる。『書紀』の編纂時にミスが生じてしまったと考えられる暦日は、こうした過程のうち、長暦における月朔干支をもとに日付を干支に変換する際に誤りが発生してしまつたのではないかと考えられる事例である。以下、それぞれの暦日を個別にみていくことにしたい。

○20番 崇神七年十一月丁卯朔己卯（十三日）

初めに20番の事例についてであるが、この暦日は小川氏で

【表Ⅱ】暦法に適合しない暦日（主に月朔干支）の整理表

番号	所在年月	適合しない暦日	適切な暦日	誤った原因	写本の有無
1	綏靖二十五正月	壬子朔戊子	壬午朔戊子	午から子への誤写	○(○)
2	孝昭前一年十月	戊子朔庚午	戊午朔庚午	午から子への誤写	○(○)
3	孝安二年九月	甲子朔丙午	甲午朔丙午	午から子への誤写	○(○)
4	崇神九年四月	甲子朔己酉	甲午朔己酉	午から子への誤写	○(○)
5	崇神十二年九月	甲辰朔己丑	甲戌朔己丑	戌から辰への誤写	△(×)
6	景行二年三月	丙戌朔戊辰	丙寅朔戊辰	寅から戌への誤写	○(○)
7	舒明九年三月	乙丑朔丙戌	乙酉朔丙戌	酉から丑への誤写	○(○)
8	大化五年四月	乙卯朔甲午	乙亥朔甲午	亥から卯への誤写	△(×)
9	朱鳥元年七月	乙亥朔庚子、丙寅	己亥朔庚子、丙寅	己から乙への誤写	△(○)
10	持統三年十一月	己丑朔丙戌	己卯朔丙戌	卯から丑への誤写	○(○)
11	孝元四年三月	三月甲申朔甲午	正月甲申朔甲午	正から三への誤写	×(×)
12	応神二年三月	三月庚戌朔壬子	四月庚戌朔壬子	四から三への誤写	×(×)
13	崇峻四年十一月	十二月己卯朔壬午	十一月己卯朔壬午	一から二への誤写	○(○)
14	推古三十二年	推古三十二年	推古三十一年	一から二への誤写	○(×)
15	推古三十三年	推古三十三年	推古三十二年	二から三への誤写	○(×)
16	大化五年五月	五月癸卯朔	九月癸卯朔	九から五への誤写	×(×)
17	垂仁九十九年七月	戊午朔	乙巳朔戊午	月朔干支の脱落	△(×)
18	敏達四年二月	壬辰朔	丙戌朔壬辰	月朔干支の脱落	△(×)
19	推古三十六年四月	壬午朔辛卯、壬辰	丁丑朔辛卯、壬辰	(月朔干支の誤り)	△(×)
20	崇神七年十一月	丁卯朔己卯	(壬申朔)	編纂時の誤り	×(×)
21	欽明十四年五月	戊辰朔	壬戌朔(戊辰)	編纂時の誤りか	△(×)
22	推古三十六年九月	己巳朔戊子、壬辰	乙巳朔戊子、壬辰	編纂時の誤り	△(×)
23	垂仁二十三年十月	十月乙丑朔壬申	(閏十月乙丑朔壬申)	暦日計算時の誤り	×(×)
24	履中五年九月	九月乙酉朔壬寅	(閏九月乙酉朔壬寅)	暦日計算時の誤り	×(×)
25	欽明三十一年四月	四月甲申朔乙酉	(閏四月甲申朔乙酉)	暦日計算時の誤りか	×(×)

注1、本表は小川氏が年代順に並べた二十四例に内田氏が指摘した一例（20番）を加え、「誤った原因」ごとに再整理を行ったものである。ただし「誤った原因」については、小川氏の解釈をもとに自分の見解によって解釈を改めた部分も存在する。

注2、「適合しない暦日」とは元嘉暦と儀鳳暦で計算を行った場合の暦日に適合しないという意味であり、「適切な暦日」とは暦法の計算に基づいて算出される暦日である。

注3、「写本の有無」とは適切な暦日を記す写本が存在するかどうかを○×で示したものである。△は「書紀」の写本には適切な暦日がみられないが、「日本紀略」や「書紀集解」において適切な暦日が記されている場合を表わしている。また、括弧内の○×は「日本古典文学大系本」の本文において、適切な暦日が記されているかどうかを表わしている。

はなく、内田正男氏が取り上げた事例である。そのため、伝写時の誤写や文字の脱落による誤りであるとされたことはなく、内田氏は他月の記事が混入したものではないかとしている。この暦日は諸写本においても混乱がみられ、「十一月丁卯朔己卯」<sup>(25)</sup>とするものと、「十一月丁卯」とするものとに分かれている。現行の刊本の多くでは前者が採用されているが、小川氏は恐らく後者の記された本を参考にしたため、この暦日を月朔干支とはみなさなかつたのである。<sup>(26)</sup>しかし、『書紀』において月朔干支を記さずに日付干支だけを記すことは考えられないから、こうした諸写本を本来の暦日を伝えたものと考えることは困難である。

一方で、丁卯という月朔干支を記す前者も不適切なものである。内田氏は他月の記事が混入したものではないかとしているが、崇神七年十一月の周辺で月朔干支が丁卯となる月は崇神八年九月（記事は存在しない）しかも、この月の記事が混入してしまうような原因是見当たらない。そこで想起されるのが、「書紀」編纂時における長暦の見誤りという可能性である。実は「書紀」には記されていないものの、この月朔干支は崇神紀に続く垂仁紀の七年十一月のものと合致している。ここから、崇神七年十一月の月朔干支を記す際に、誤つて長暦の垂仁七年十一月の部分を見てしまったのではないかという可能性が推察されるのである。<sup>(27)</sup>そう考えると、月朔

干支を丁卯であると見誤つたために、十三日と設定されたいた日付が己卯へと変換されてしまったことになり、つまり、正しい月朔干支である壬申のもとでは、十三日は本当なら甲申へと変換されるべきものであつた可能性が高いのではないかと思われる<sup>(28)</sup>のである。

### ○21番 欽明十四年五月戊辰朔へ一日

統いて21番の事例であるが、この暦日について小川氏は、月朔干支の脱落、或いは欽明十三年五月の月朔干支の混入という二つの可能性を想定している。この事例においては、月朔干支の脱落である可能性をも完全に否定することはできないが、「書紀」編纂時の経緯を検討するためにも、本稿では月朔干支の混入である可能性を追及してみたい。小川氏は月朔干支の混入である可能性について、「前年ノガ十四年ニ紛レ込ンダ錯簡トモ考ヘラレヨウ」としか記していないため、これを「書紀」の編纂時において発生した現象であると認識していたかどうかは不明であるが、前年である欽明十三年五月の月朔干支が戊辰であるため、この月朔干支が誤つて欽明天四年五月に紛れ込んでしまった可能性は十分に考えられるであろう。すなわち「書紀」の編纂時において、欽明十四年五月の月朔干支を記す際に、誤つて長暦における欽明十三年五月の部分を見てしまつたという可能性が考えられるのである。現行の「書紀」には月朔干支を付した欽明十三年五月条

も存在しているので、この混入が伝写時に発生したものであると考えることも可能である。しかし伝写時の混入であるならば、月朔干支に続く本文も混入り、両記事の内容が重複してしまうことが一般的であるから、月朔干支だけが混入したという経緯は不自然であるように思われる。<sup>(2)</sup> この暦日においても「書紀」の編纂時においてミスが発生した可能性を想定することが最も適切なのではないかと思われるのである。

○ 22番 推古三十六年九月己巳朔戊子（二十日）

最後に22番の事例であるが、小川氏によれば、この事例は乙が己に誤写されたものである。しかし、それでは日付干支である戊子（この月には、他に壬辰という日付干支も存在する）がこの月には存在し得ない日付になってしまったため、小川氏は記事そのものが後の校訂者によって八月から入れ換えられたものであるとした。<sup>(3)</sup> 筆者はそのような経緯を想定することは困難であり、この事例もやはり「書紀」の編纂時においてミスが発生したものであると考えている。しかしこの暦日に関しては、上述した二例とは少し異なった経緯が考えられる。それは、先例のように長暦の見る部分を誤つたのではなく、そこに書かれていた月朔干支そのものを見誤つたのではないかという可能性である。暦日を計算し長暦を作成した人々は、乙巳という正しい月朔干支を記したつもりであったが、乙と己は字形が類似しているため、長暦を参照しながら

日付を干支へと変換していた人物が、この月朔干支を己巳であると見誤つてしまつたのではないだろうか。このため、二十日条と二十四日条としてこの月に存在していた二つの記事の日付は、それぞれ戊子と壬辰に変換されたのであり、正しい月朔干支である乙巳のもとでは、存在し得ない日付となつてしまつたのである。

この事例は、各記事に付されている日付が最終的に干支へと変換される以前から、既に数字によつて設定されていたのではないかと考る筆者の推定を補強する貴重な存在であると思われる。また、これが推古紀の記事であり、本文の内容が推古天皇の葬送に関するものであることを考えれば、この記事は何らかの原史料に基づいたものであり、そこには既に記事が完備されていた可能性もあるかもしれない。しかし、それでも日付の干支変換時にこのような誤りが発生しているのであるから、原史料における日付の多くは数字によつて記されていた可能性が高く、たとえ元嘉暦部分における暦日であつても、その大半は「書紀」の編纂時に改めて暦日の計算が行われたであろうことを示しているのである。

以上、三ヶ所の暦日を考察したが、これらはいずれも筆者が想定した「書紀」編纂時の暦日における三段階の設定過程の存在を傍証するものではないかと考えている。もちろん、すべてが「書紀」の編纂時に行われたと断言することはでき

ず、「書紀」の編纂に先立つ別の何らかの作業時や、或いはより古い記録の編纂時に行われたという可能性もあるが、本稿で考察を試みたいことは、暦日の設定にこのような段階が存在したと考えられることの確認であり、それが確實に「書紀」の編纂時において行われたものであるかどうかに拘る必要はないものと考えている。しかし、儀鳳暦の伝来時期が持続朝頃であることを考えてみれば、儀鳳暦部分の暦日が現在の形に完成したのは「書紀」の編纂時である可能性が高い。また、律令制に基づく領暦制度が確立されるのも持続朝頃と考えられることを考慮するならば、元嘉暦部分であってもその暦日が現在の形に完成したのは、やはり「書紀」の編纂時である可能性が高いのではないだろうか。

### 三 長暦の作成過程と閏月

前節までは「書紀」の編纂時における暦日の設定過程全体について考察してきたが、本節ではその中でも暦日の計算を行った人々が作成したと考えられる長暦に着目して、その作成の経緯をより具体的にみていくたい。その際に役に立つのが閏月の存在であるが、ここで大きな情報を与えてくれるのが、前節で提起した暦日の計算時に誤りが発生してしまったという可能性が考えられる事例（23～25番）である。まず始

めに、これらの暦日について、小川氏の行った検討をみておきたい。

○ 23番 垂仁二十三年十月乙丑朔壬申（八日）

○ 24番 履中五年九月乙酉朔壬寅（十八日）

○ 25番 欽明三十一年四月甲申朔乙酉（二日）

これらの事例は、小川氏が伝写時において閏字が脱落したものであると主張した暦日であり、小川氏の研究の中でも重要な位置を占めている事例である。すなわち、それまでの研究ではこれらの閏字の脱落が認められたことはなく、古くは渋川春海が古暦三法と呼ばれる架空の暦法の存在を主張する原因にさえなってしまっていた。<sup>(4)</sup> この渋川の説は、古代の日本における独自の暦法の存在を主張するための恣意的な創作であったが、戦前までは通説として大きな力を持っていたため、小川氏はこれらの事例が閏字の脱落であることを強く主張し、渋川の古暦三法説を否定したのである。

筆者は渋川のように儀鳳暦や元嘉暦以外の暦法の存在を主張するつもりはないが、小川氏の想定した閏字の脱落という解釈には疑問を持っている。<sup>(5)</sup> 確かに暦日の計算を正しく行えば、これらの暦日はそれぞれが閏月のものでなければならぬのであるが、第一節でも述べたように、暦日計算を簡略化するために数値を単純化したのであれば、閏月の位置を誤つて算出してしまったという可能性も十分に有り得るのではないか

いかと考えている。

上記の三ヶ所を除くと、「書紀」には全部で十五ヶ所の閏月記事が存在するが、このうちの十四ヶ所は元嘉暦部分に含まれており、しかもそのほとんどは欽明紀以降のものである。<sup>(43)</sup> そこから考へるならば、これらの閏月は「書紀」の編纂時に架空に設定されたものではなく、原史料において、何らかの形で閏月の記録が残っていたものである可能性も考へられよう。つまり、「書紀」に存在する閏月記事は、そのほとんどが原史料に基づくものであり、架空に設定された閏月というものは極めて稀なのではないかと考えられるのである。そもそも架空の暦日を設定する際に、わざわざ閏月を選択する必要性はないものと思われ、長暦が作成されていない時点ではその位置も特定できていないのであるから、これは極めて自然なことといえるであろう。<sup>(44)</sup>

小川氏が閏字の脱落を主張した三ヶ所の事例について考えた場合、欽明紀の暦日である25番については元嘉暦部分に含まれるために判断が困難であるが、垂仁紀と履中紀の暦日である23番と24番については儀鳳暦部分に含まれており、「書紀」の編纂時に設定された架空の暦日であると思われるところから、これらが初めから閏月として設定されていたということには疑問が感じられるのである。それでは、なぜ暦法に適合しない暦日が記されてしまった

のであるうか。そのことを考へるために、長暦の作成時に行われたであろう暦日の計算方法について考察してみる必要がある。「書紀」の編纂時ににおいて行われた暦日の計算は、すべて平朔法に基づくものであり、この計算方法において必要な数値は、基本的には一日と一朔望月（平均値）、そして一太陽年の長さである。<sup>(45)</sup> 「書紀」の編纂時に、具体的にどのような計算方法が用いられたのかを知る術はないが、中國の歴史書には各暦法に関する公式的な計算方法が記されている場合が多く、恐らくはこれに類似する方法を用いたものと考えられよう。暦法は暦元と呼ばれる過去のある時点において、すべての数値が基本状態にあったことを前提として設定されるため、その暦元からの経過年数を求め、これを公式に代入することによって、特定の年の天正冬至値（前年の冬至の値）と閏余値（その冬至値における月齢）を算出することができ、また、両者の差から前年十一月の平朔値を得ることが可能となるのである。その年の各月の平朔値は、算出された十一月の平朔値に一朔望月の値を順次加算していくことによって求められる。このように、平朔法は極めて単純な計算方法に基づいて組み立てられており、公式に数値を代入することで機械的に特定の年月の平朔値を求めることが可能であるが、各暦法において暦元が極めて古い年代に設定されていることが多いため、計算に際しては扱う数値が巨大なもの

のになる場合が多く、例えば本節で問題とする儀鳳暦の場合であれば、その数値は最大で十二桁にも及ぶものとなる。

各月の平朔値が求まれば、その値から月朔干支が決定され、同時に各月の大小も判明することになるため、この時点で長暦はほぼ完成したともいえるが、閏月の位置を定めるためには、ここから更なる計算が必要となる。古代の暦法においては、中気を含まない月が閏月になるものと規定されていた。このため、閏月の位置を決定するには、算出された天正冬至値に中氣間隔（一太陽年を十二等分したもの）の値を順次加えていくことにより、各月の中気の値を求めていく作業が必要となるのである。この計算には細かな分数も含まれてしまふ場合が多く、実は各月の平朔値を求めることと同等以上の労力が必要となってしまう。

ここで考慮しなければならないことは、長暦の作成時に果たしてどのくらいの分量の長暦が作成されたのかということである。既に述べたように、儀鳳暦部分における時間的範囲は千百年以上にも及んでいるわけであるが、この期間の全長暦を作成したとは到底考えられないであろう。それは極めて膨大な作業となり、完成した長暦も余りに分量が多過ぎて、却つて煩雜になってしまふものと思われる。現行の『書紀』を見ても、儀鳳暦部分において実際に暦日（月朔干支）の記録を有している紀年は通算で百六十年程度であり、全体

の時間的範囲からみれば、およそ七分の一程度に過ぎない。<sup>(4)</sup> 更に、こうした暦日が予め設定されていたものであつたとするならば、その設定を基準として、実際に「書紀」に暦日が記される特定の年の長暦だけを作成したと考えるべきなのでないだろうか。

同様に考慮しなければならないことは、閏月の位置を確定するための中気の計算を、果たしてどこまで厳密に行つたのだろうかということである。先述したように、閏月の位置を定めるための計算は、各月の月朔干支や大小を求めるための計算と同等以上の労力を必要とする面倒なものである。そして、予め設定されていた年月日においては、閏月というものはほとんど設定されていなかつた可能性が高い。もちろん閏月を無視してしまえば、それ以降の各月の位置がずれてしまふため、月朔干支や月の大小までもが誤ったものになつてしまい、「書紀」の暦日はまったくたらめなものになつてしまつたであろう。そのため、閏月の位置を定めるための中気の計算が行われたことは確かである。しかし、果たしてその位置を厳密に計算したのかどうかについては疑問が感じられるのであり、作業を簡略化した可能性が想起されるのである。<sup>(5)</sup> 具体的にみてみると、儀鳳暦における一太陽年の長さは基実と呼ばれ、四十八万九千四百二十八と規定されている。同様に一日の長さは総法と呼ばれ、千三百四十と規定されてい

るので、一太陽年をこれで割ると、その長さは三百六十五日と三百二十八日ということになる。中気間隔の値は一太陽年を十一等分したものであるから、四万七百八十五と三分の二であり、これを同じように一日（総法）で割れば、三十日と五百八十五と三分の二となる。各月の中気の値は、公式によって求められた天正冬至値にこの中気間隔の値を順次加えていくことによって算出されるが、分数が含まれていることからも分かるように、この計算は各月の平朔値を求めることがより複雑で面倒なものである。

それでは、数値をどのように単純化すれば閏月の位置がずれてしまうという現象が発生するのであるか。簡略化した計算方法が用いられたとするならば、それは当然ながら儀鳳暦部分の全暦日計算に用いられたはずである。閏月の位置がずれてしまえば、その前後の月の月朔干支が変化してしまうため、問題の23番と24番の暦日以外にも暦法に適合しない暦日が発生してしまった可能性は十分に考えられる。しかし、現行の『書紀』の儀鳳暦部分においては、閏月に関連して暦日が誤ったものとなってしまっているような事例は他にはみられない。このことについて、儀鳳暦部分における閏月記事、あるいは閏月の前後の月に記事が配されている事例を取り上げて、その平朔値や中気の値を検討してみたい。

儀鳳暦部分において、閏月やその前後の月に月朔干支を有

する記事は二十一ヶ所が存在する。それらを具体的に取り上げたのが表Ⅲ（次頁）であるが、この表において、それぞれの閏月が前後にずれるために必要な中気の値の誤差を「必要な誤差」<sup>(42)</sup>として表わした。ここで興味深いのがその誤差の数値であり、最も小さな誤差で閏月の位置がずれてしまうのが、垂仁二十三年十月と履中五年九月の事例となっている。これはまさに、23番と24番の暦日に該当しているのであり、すなわち儀鳳暦部分の中で最も位置がずれやすい閏月がこの二ヶ所の事例であることを表わしている。このことは儀鳳暦部分の暦日計算が、中気間隔の値の単純化によって行われていたとしても、二ヶ所の事例以外には影響を及ぼさなかつた可能性が存在することを示しており、こうした経緯によって閏月の位置がずれたのではないかと推察した筆者の考え方を強く裏付けているものであるといえよう。

更にみてみると、両者の事例はいずれも中気の値が少し大きくなることで、閏月が前月にずれてしまう事例であることが分かる。同様な事例で両者の次に閏月が前月にずれやすいのは仁德十一年の事例である。この三つの事例をいくつかの単純化した中気間隔の値で計算し直したものが表Ⅲに続く表Ⅳである。正確な中気間隔の値は三十日と五百八十五と三分の二であるが、表Ⅳでは一日に満たない端数部分における分數を四捨五入した場合（五百八十六）、端数の一の位以下を

【表III】閏月かその前後の月に暦日のある事例（儀鳳暦部分）

所在紀年	月名	平朔の値 [大余・小余]	中氣の値 [大余・小余]	必要な誤差
孝昭67～68年	閏12月	[ 54 · 215 ]	なし	
	正月	[ 23 · 926 ]	[ 23 · 1203少 ]	- 1203多
開化5年	2月	[ 43 · 260 ]	[ 11 · 1009 ]	+ 331
	閏2月	[ 12 · 971 ]	なし	
崇神4年	10月	[ 56 · 1038 ]	[ 24 · 926少 ]	+ 1日と 413多
	閏10月	[ 26 · 409 ]	なし	
崇神7年	閏7月	[ 10 · 463 ]	なし	
	8月	[ 39 · 1174 ]	[ 39 · 739 ]	- 739少
崇神48年	4月	[ 44 · 316 ]	[ 12 · 1124少 ]	+ 215多
	閏4月	[ 13 · 1027 ]	なし	
垂仁2年	閏正月	[ 37 · 666 ]	なし	
	2月	[ 7 · 37 ]	[ 7 · 469 ]	- 469少
垂仁4年	9月	[ 22 · 638 ]	[ 50 · 1204多 ]	+ 1日と 135少
	閏9月	[ 52 · 9 ]	なし	
垂仁7年	閏6月	[ 36 · 63 ]	なし	
	7月	[ 5 · 774 ]	[ 5 · 1017少 ]	- 1017多
垂仁15年	閏7月	[ 49 · 143 ]	なし	
	8月	[ 18 · 854 ]	[ 18 · 207 ]	- 207少
垂仁23年	10月	[ 31 · 934 ]	[ 0 · 1322少 ]	+ 17多
	閏10月	[ 1 · 305 ]	なし	
	11月	[ 30 · 1016 ]	[ 31 · 568 ]	- 1日と 568少
景行19年	9月	[ 20 · 828 ]	[ 48 · 1076多 ]	+ 1日と 263少
	閏9月	[ 50 · 199 ]	なし	
景行52年	閏4月	[ 10 · 1312 ]	なし	
	5月	[ 40 · 683 ]	[ 40 · 178 ]	- 178少
景行55年	閏正月	[ 55 · 26 ]	なし	
	2月	[ 24 · 737 ]	[ 24 · 745 ]	- 745少
仲哀元年	11月	[ 21 · 884 ]	[ 49 · 1192 ]	+ 1日と 148
	閏11月	[ 51 · 255 ]	なし	
神功52年	閏8月	[ 34 · 404 ]	なし	
	9月	[ 3 · 1115 ]	[ 3 · 940多 ]	- 941
仁徳11年	4月	[ 14 · 687 ]	[ 43 · 1200少 ]	+ 139多
	閏4月	[ 44 · 58 ]	なし	

所在紀年	月名	平朔の値 [大余・小余]	中気の値 [大余・小余]	必要な誤差
履中 5 年	9月	[ 51 · 1104 ]	[ 20 · 1216 多 ]	+ 123 少
	閏 9 月	[ 21 · 475 ]	なし	
反正 5 年	10月	[ 50 · 1186 ]	[ 51 · 462 少 ]	- 1 日と 462 多
	正月	[ 20 · 1130 ]	[ 48 · 1179 少 ]	+ 1 日と 160 多
	閏正月	[ 50 · 501 ]	なし	

注1、月名を四角で囲んでいるものは、「書紀」において月朔干支が記されている月名であることを示している。

注2、平朔や中気の値における大余・小余とは、暦法計算で算出された数値を一日の長さ(1340)で割った場合の整数值と余りのことであり、大余は日付の干支番号、小余はそれが発生する時刻のことを表している。ただし、小余は分母を1340とした場合の分子値であり、一日を1340で表わした場合の時刻を示している。なお、大余の干支番号は以下に記した変換表に基づいている。

注3、必要な誤差とは、中気が前後の月にずれ、その結果として閏月の位置がずれてしまうために必要な中気の数値量であり、一日未満の数値については1340を分母とした場合の分子値で表わされている。例として開化五年の事例をみてみると、二月中気の値における小余は1009であるから、これに必要な誤差である331を加えると1340となり、大余の値が繰り上がって12となる。そうするとこの中気は翌月である閏二月の朔日に位置することになるから、結果として二月が中気を持たない閏月(閏正月)となり、閏二月が二月となって閏月が前月にずれることになるのである。

注4、表中の多・少とは整数值未満の分数値を表わしており、多=2/3、少=1/3のことを見わせている。

※干支番号変換表

0 甲子	1 乙丑	2 丙寅	3 丁卯	4 戊辰	5 己巳	6 庚午	7 辛未	8 壬申	9 癸酉
10 甲戌	11 乙亥	12 丙子	13 丁丑	14 戊寅	15 己卯	16 庚辰	17 辛巳	18 壬午	19 癸未
20 甲申	21 乙酉	22 丙戌	23 丁亥	24 戊子	25 己丑	26 庚寅	27 辛卯	28 壬辰	29 癸巳
30 甲午	31 乙未	32 丙申	33 丁酉	34 戊戌	35 己亥	36 庚子	37 辛丑	38 壬寅	39 癸卯
40 甲辰	41 乙巳	42 丙午	43 丁未	44 戊申	45 己酉	46 庚戌	47 辛亥	48 壬子	49 癸丑
50 甲寅	51 乙卯	52 丙辰	53 丁巳	54 戊午	55 己未	56 庚申	57 辛酉	58 壬戌	59 癸亥

注1、本表は暦日計算によって算出された数値の大余を干支に変換するための表である。例として開化五年の事例をみてみると、二月の朔の値における大余は43であるから、この月の月朔干支は丁未となる。同様に閏二月の月朔干支は丙子(12)となるので、二月は43~11までの二十九日間(小月)となる。また、二月中気の値における大余が11であることから、この中気が二月二十九日に位置していることも分かる。このように干支は無限に循環しており、59まで進んだ後は0に戻る。

【表IV】中気間隔の値の単純化によって生じる閏月の位置のずれ

所在年月		朔[29・711]	中[30・585多]	中[30・586]	中[30・590]	中[30・600]	中[30・670]
垂仁 23年	8月	[ 32・852 ]	[ 0・151 ]	[ 0・154 ]	[ 0・190 ]	[ 0・280 ]	[ 0・910 ]
	9月	[ 2・223 ]	[30・736多]	[ 30・740 ]	[ 30・780 ]	[ 30・880 ]	なし
	10月	[ 31・934 ]	[ 0・1322少 ]	[ 0・1326 ]	なし	なし	[ 31・240 ]
	閏10月	[ 1・305 ]	なし	なし	[ 1・30 ]	[ 1・140 ]	[ 1・910 ]
	11月	[ 30・1016 ]	[ 31・568 ]	[ 31・572 ]	[ 31・620 ]	[ 31・740 ]	[ 32・240 ]
仁德 11年	3月	[ 44・1316 ]	[ 13・614多 ]	[ 13・616 ]	[ 13・632 ]	[ 13・672 ]	[ 13・952 ]
	4月	[ 14・687 ]	[ 43・1200少 ]	[ 43・1202 ]	[ 43・1222 ]	[ 43・1272 ]	なし
	閏4月	[ 44・58 ]	なし	なし	なし	なし	[ 44・282 ]
	5月	[ 13・769 ]	[ 14・446 ]	[ 14・448 ]	[ 14・472 ]	[ 14・532 ]	[ 14・952 ]
履中 5年	7月	[ 52・1022 ]	[ 20・45少 ]	[ 20・48 ]	[ 20・80 ]	[ 20・160 ]	[ 20・720 ]
	8月	[ 22・393 ]	[ 50・631 ]	[ 50・634 ]	[ 50・670 ]	[ 50・760 ]	なし
	9月	[ 51・1104 ]	[ 20・1216多 ]	[ 20・1220 ]	[ 20・1260 ]	なし	[ 51・50 ]
	閏9月	[ 21・475 ]	なし	なし	なし	[ 21・20 ]	[ 21・720 ]
	10月	[ 50・1186 ]	[ 51・462少 ]	[ 51・466 ]	[ 51・510 ]	[ 51・620 ]	[ 52・50 ]

注1、月名を四角で囲んでいるものは、『書紀』において月朔干支が記されている月名であることを示している。

注2、朔（平朔）や中（中気）の値における括弧内は、それぞれ日数値（大余）と一日未満の端数値（小余）を表わしており、暦法計算で算出された数値を一日の長さ（1340）で割った場合の整数値と余りのことである。また、大余は日付の干支番号、小余は分母を1340とした場合の分子値を示している。

注3、本表では、正確な数値で計算した平朔値（一朔望月の値は29日と711）と中気の値（中気間隔の値は30日と585と $2/3$ ）を示すとともに、中気の値については、中気間隔の値における一日未満の端数値を、それぞれ586、590、600、670に単純化した場合の計算結果をも記している。この結果、閏月の位置がずれる場合がみられ、例として垂仁二十三年の事例をみてみると、正確な数値では閏月は閏十月に位置しているが、中気間隔の端数を590とした場合には十月に位置していた中気が閏十月に移動してしまうため、結果的に閏月は前の月にずれて閏九月となり、閏十月だった月が十月となることになるのである。

注4、表中の多・少とは整数値未満の分数値を表わしており、多= $2/3$ 、少= $1/3$ のことと表わしている。

四捨五入した場合（五百九十一）、十の位以下を四捨五入した場合（六百）、更に端数部分を一日の長さである千三百四十分の半分に設定した場合（六百七十二）のそれの中気の値を計算している。この結果、端数部分を五百八十六とした場合にはいずれの閏月の位置もずれることはないが、五百九十一とすると垂仁二十三年の閏月の位置もずれることはないが、五百九十一とは、それに加えて履中五年の閏月の位置もずれることが判明した。一方で端数部分を六百七十にまで大きくしてしまった場合には、仁徳十一年の閏月までもが前月にずれてしまうため、【書紀】の暦日に新たに暦法に適合しない事例を発生させてしまうことになる。<sup>(5)</sup>しかし、現行の【書紀】では仁徳十一年の暦日は正しく記されていることから、このような数値が用いられた可能性は考えられない。すなわち、中気間隔の値を三十日と六百程度に単純化した場合にのみ、23番と24番の閏月だけが前月にずれるという現象が発生するのである。この場合、両者の事例は最初から閏月の記事として設定されていたものではなくなり、よつて伝写時における閏字の脱落などという現象を想定する必要もなくなる。つまり、この暦日は正確な数値に基づく暦日計算においては誤ったものとなるが、【書紀】の暦日を設定した過程においては計算に基づいた正しい暦日が記されたものと考えられるのである。本節で行つた考察は推論の積み重ねが多く、あくまでも可能性の

一つを検討したに過ぎないが、【書紀】の編纂時における暦日の設定過程をより詳しく説明していくためには、このような可能性を一つ一つ検討していくことも十分に意義のあることではないかと考えている。

#### 四 まとめ

本稿で考察したことをまとめると、以下のようになる。まず、【書紀】における暦日の設定過程には三つの段階が存在したと考える。その第一は、暦法に基づく暦日計算の行われていない状態で各記事の年月日が設定された段階であり、そのため、基本的には三十日条や閏月は設定されなかつたものと思われる。ただし元嘉暦部分を中心に、原史料に暦日が記されていた記事も存在していたと考えられ、逆にいえば、【書紀】における三十日条や閏月記事の存在から、史実（或いは【書紀】よりも古い記録）としての暦日の存在を考えていくことが可能になると思われる。本稿で行つた考察は、その作業に進むための前提作業ともいえるものであり、この問題は次稿において詳しく考察していきたいと考えている。

第二段階は設定された年月日をもとに、暦法計算の知識を有する専門的な人々が特定の年の暦日計算を行つて、長暦を作成した段階であり、ここで閏月の位置計算に簡略化を行つ

たために結果的にいくつかの閏月の位置がずれてしまうという現象が発生した可能性が考えられる。しかし、これは正確な数値に基づいて再計算を行った際に気付くことであつて、「書紀」の編纂時に問題として認識されることはなかつたであろう。

伝写時における閏字の脱落とされた事例（23番と24番）は、もともと閏月の記事として設定されたものではなく、暦日計算を行つた人々も閏月の位置がずれていることには気付かなかつたものと思われる。結果的にこれらの暦日は不適切なものとなつてしまつたが、それは意図的なものではなく、また伝写時に発生した閏字の脱落などでもないと考える。

最後の第三段階は、作成された長暦をもとに各年月日が干支に変換された段階であり、ここでもいくつかのミスが発生した。長暦の見る部分を誤つたり、書かれている干支そのもののを見誤つたりした事例（20～22番）である。そもそも大量に記されたであろう長暦を参考する際に、いくつかのミスが発生することは当然のことであると考えられ、「書紀」の完成時にはすべての暦日が正しく記されていたことを前提とした小川氏の解釈には無理が存在していたようと思われる。渋川の古暦三法を否定することに専念した小川氏にとつては、正しい暦日を提示することが最大の目的であつたものと思われるが、「書紀」の編纂時において既に誤つっている暦日が存在していた可能性は十分に考えられることであり、これは曆

法の問題などの次元ではなく、単なる人為的なミスである。しかし、こうしたことにも考慮することによつて、「書紀」の暦日はより一層、その設定された過程を説明していくことが可能になるのではないだろうか。

なお、儀鳳暦部分を中心にして「書紀」の暦日には用いられてゐる月名や日付に明らかな偏りがみられる。この問題については三十日条や閏月記事とともに、「書紀」の原史料となる記録類においてどの程度の暦日が記されていたのかを知るために重要な材料になるものと思われる。本稿においては具体的に考察する余裕がなかつたが、こうした問題については次稿において詳しく考察していきたいと考えている。

### 註

(1) 儀鳳暦は一般に、唐で麟德二（六六五）年から使用が開始された麟徳暦のことであると考えられており、本稿でもこの通説に従う。麟徳暦については「新唐書」卷二十六、志第十六、歴に詳しく述べられている。

一方の元嘉暦は、南朝の宋で元嘉二十二（四四五）年から使用が開始された暦法であり、その詳しい内容は「宋書」卷十三、志第三、律暦下に記されている。なお、麟徳暦は本来、定期法という仕組みに基づいて製作された暦法であるが、「書紀」の暦日計算においては、元嘉暦と同様に、平朔法という仕組みに基づいて計算されたと考えられている。平朔

法については本稿第二節においても簡単な説明を行っているが、暦法の

細かな仕組みについては、内田正男「日本暦日原典」（雄山閣出版、昭和五十年）や藪内清「中國の天文暦法」（平凡社、昭和四十四年）などを参照。

(2) この境界線の置き方は、「書紀」の本文にみられる文字や語法の傾向によつて各巻を区分できるとする日本書紀区分論の影響を受けたもので、この区分論では、卷三神武紀、卷十三安康紀と卷十四雄略紀、卷二十一崇峻紀の間に大きな傾向の違いが存在することが指摘されている。他にも境界線を想定することが可能な箇所は存在しているが、本稿のように「書紀」の暦日全体の考察を行う場合には特に大きな障害とはならないため、本稿では通説に従つておく。

(3) こうした暦日計算的具体的な方法については、平朔法に関するものだけではあるが、第三節において簡単な説明を行つてゐる。

(4) 卷三神武紀～卷三十持統紀までの時間的範囲は、神武即位前七（前六六七）年～持統十一（六九七）年までの合計一千三百六十四年間に及んでいる。

(5) 卷三神武紀～卷十三安康紀までの時間的範囲は、神武即位前七年、安康二（四五五）年までの合計一千一百一十三年間である。

(6) 小川清彦「日本書紀の暦日に就て」（内田正男「日本書紀暦日原典」雄山閣出版、昭和五十三年所収）。ただし、小川氏の論考そのものは、昭和十五年頃には既に完成していたようである。

(7) 指稿「日本書紀」の暦日～暦法に適合しないいくつかの事例につ

いて」（『日本研究』第十六号、平成十五年）。

(8) 本稿で行った諸作業において用いた「書紀」の刊本は、「日本古典文学大系本」（岩波書店、平成五年新装版）を中心にして、「新訂増補国史大系本」（吉川弘文館、昭和四十一年初版）と「新編日本古典文学全集本」（小学館、平成六年）である。なお、前稿（前掲註(7)）の作業時に主として行つた諸写本の校異においては、井上光貞監訳「日本書紀」（中央公論社、昭和六十二年初版）を参照している。

(9) 卷十四雄略紀～卷二十持統紀までの時間的範囲は、雄略元（四五七）年～持統十一年までの合計一千四百四十年間である。

(10) 「書紀」によれば、日本で正式に暦法が導入されたのは持統四（六〇〇）年であるが、それ以前にも毎年の暦の作成が行われていたことは確実であり、奈良県明日香村の石神遺跡からは持統三年の具注暦が出土している。天武紀や持統紀の暦日が「続日本紀」以降の六国史に近い性格を有していることから考えても、天武朝の頃には後の領暦制度に近い暦の製作体制と具注暦の頒布システムが形成されていた可能性はあるであろう。

(11) 埼玉県稻荷山古墳出土の鉄劍銘に「辛亥年七月」などという文字が刻まれたことなどからも分かるように、五世紀の倭国においても暦の知識を有する人々が存在したことは確かである。しかし、後の領暦制度のような仕組みが定着していたとは考えにくく、また当時の暦日が、二百年以上を経た「書紀」の編纂時にまで保存（継承）されていたと考えることは困難であろう。

(12) 「書紀」では儀鳳暦部分の古い暦日を中心として、設定されている月名が正月や十月に極端に偏っていたり、また日付が各月の前半に集中的に配置されているなど（本稿表一）、明らかに作為性の感じられるものが多い。このことについては第四節においても触れているが、詳しく述べ稿において検討していきたいと考えている。

(13) 「養老職員令」中務省陰陽寮条には、曆博士の職掌として「掌造暦及教曆生等」と記されている。

(14) 合計一百四十一年間のうち、暦日の配されている年は百七十七年に及んでいる。ただし、これは暦日計算が必要となる月朔干支までが記されている年数であり、月名しか記されていない場合などは含まれていない。なお、推古紀以降の合計百五年間になると、暦日の配されている年は九十六年となり、その割合は九割を超える。

(15) 合計千百十三年間のうち、暦日の配されている年は百六十五年に過ぎず（暦日干支までが記されている場合のみ）、元嘉暦部分の百七十七年をも下回っている。

(16) 註(12)を参照。

(17) 持統紀の暦日における儀鳳暦使用的問題については、細井浩志「日本古代の改暦の政治・制度史的研究——史的背景と国史の暦日干支——」

〔九州史学〕第一三二号、平成十四年において詳しい検討が行われている。なお、前稿（前掲註(7)）においても、若干の考察を行った。

(18) 雄略紀・崇峻紀にみられる一ヶ所の三十日条は、敏達十四年三月内戸条であり、これは物部守屋が蘇我氏の仏殿や仏像を焼き棄てた記事で

ある。この記事に関しては、原史料において既に暦日が記されていた可能性も考えられ、すなわち崇峻紀以前に関しては、設定された暦日の中に三十日条は一つも存在していない可能性が高いといえる。

(19) 閏月の位置を計算する方法については、第三節において具体的な説明を行っている。

(20) 閏月問題とは、暦法に適合しない暦日の中で、小川氏が伝写時において間字が脱落したものであると結論付けた三ヶ所の事例に関する問題のことである。前稿（前掲註(7)）においても問題の提起を行ったが、本稿第三節において詳しい考察を行っている。

(21) 前掲小川氏「日本書紀の暦日」に就て 第一表。また、前掲内田氏「日本書紀暦日原典」「はじめに」。

(22) 表IIにおける19番の暦日も、伝写時の誤写や文字の脱落であるとは考えにくい事例であるが、誤った原因が判然としないため、本稿では取り上げないこととする。

(23) この三ヶ所の暦日が、小川氏が伝写時における間字の脱落を想定した事例である。詳しく述べ第三節を参照。

(24) 前掲内田氏「日本書紀暦日原典」「はじめに」。

(25) 諸写本の系統は以下のように分かれている。

「十一月丁卯朔己卯」：北野本・熱田本・伊勢本

「十一月丁卯」：兼右本・内閣文庫本

(26) 小川氏が参考にした本としては、「国史大系本」（経済雑誌社、明治三十年）や江戸時代の板本（内閣文庫本が底本とされたらしい）などが

考えられるが、こうした本はいずれも本文に「十一月丁卯」を採用している。

(27) 垂仁七年十一月には記事は存在していないが、同年七月条には月朔干支を付した記事が存在するため、この年の暦曆は作成されていたものと考えられる。

(28) 「十一月丁卯」と記す諸写本については、共通の祖本と考えられるト部系の家本のある段階の伝写時において、「朔日卯」の三文字が脱落したものと解される。

(29) 前掲小川氏「日本書紀の暦日に就て」。

(30) 月朔干支の脱落とは、「壬戌朔戊辰（七日）」と記されていた本来の状態から月朔干支である壬戌が脱落し、後の校訂者が月朔干支がないことを不審視して、日付干支であった戊辰を月朔干支に当てはめてしまつたという経緯を想定したものである。表IIにおける17番や18番の暦日もこのケースに該当する。

(31) 現行の「書紀」においては、十三年五月条は朝鮮半島に関する外交記事であり、十四年五月条は祥瑞に関する記事であるから、両者には繋がりはみられない。

(32) 戊子と壬辰という日付干支は、己巳という暦法に適合しない月朔干支のものでは、それぞれ二十日と二十四日という日付のことを示すが、正しい月朔干支であるはずの乙巳のものでは、いずれもこの月には存在し得ない日付となってしまうのである。

(33) 前掲小川氏「日本書紀の暦日に就て」。

(34) 九月条にはこの二つの記事しか存在していないため、これらが八月から入れ換えたものであるならば、九月条にはそもそも記事が存在しないことになり、それでは月朔干支が誤写されること自体があり得なくなってしまう。このことについては、前稿（前掲註（7））において詳しい検討を行った。

(35) この暦日を「書紀」編纂時の誤りと考えることについては、有坂隆道「古代史の謎を解く鍵」（講談社学術文庫、平成十一年）の中でも既に指摘されている。

(36) 九月二十日条は推古天皇の殯宮儀礼に関する記事であり、二十四日条は天皇を竹田皇子の陵墓へ合葬した記事である。

(37) 儀鳳暦の正確な伝来時期は不明であるが、儀鳳という名称は唐において用いられた年号（六七六～六七九年）であるから、この時期に伝來したものと推定される。また、『三国史記』新羅本紀、文武王十四（六七四）年正月条によれば、唐から新暦法が伝来して改暦が行われており、これは一般に麟德暦のことではないかと考えられている。当時の新羅では、真德王四（六五〇）年から唐の正朔が奉じられており、このことを考慮すれば、麟德暦が新羅で名称を儀鳳暦と改められ、日本に伝來したという可能性も考えられるであろう。

(38) 註（10）を参照。

(39) これは月朔干支を完備した、暦法に基づく計算を経た暦日のことであり、年月日の設定などがより古い段階で行われていたという可能性は否定できない。筆者は特に、推古朝において行われたとされる「天皇記」

や「国記」などの編纂事業において、ある程度の暦日（年月日）が後世に保存された可能性は十分にあるのではないかと考えている（これは

「書紀」でいえば元嘉曆部分に該当する。六世纪頃の暦日のことである）。

この問題については、次稿において考察を試みたいと考えている。

（40）これらの暦日は、月朔干支に従えばそれぞれ閏十月、閏九月、閏四月でなければならず、そこから小川氏は、伝写時に閏字だけが脱落したものであると結論付けた。

（41）それぞれの暦日は閏月よりも一ヶ月前に位置しているため、閏月の位置が前月にずれ込めば、位置が繰り上がって正しい月朔干支を示すものとなる。このことに着目した渋川は、儀鳳曆の数値を改竄し、閏月の位置がずれ込むような数値を設定して古曆三法を創作したのである。詳しくは、前掲小川氏「日本書紀の暦日に就て」を参照。

（42）管見の限りでは、閏字のみの脱落というのは決して頻繁に発生する現象ではないため、「書紀」においてのみ繰り返し発生したということには疑問を感じざるを得ない。このことに関しては、前稿（前掲註（7））において既に問題提起を行つた。

（43）「書紀」における閏月記事の所在は以下の通りである。仲哀元年閏十一月、清寧四年閏五月、安閏元年閏十二月、欽明九年閏七月、敏達十年閏二月、推古十年閏十月、同十三年閏七月、天智六年閏十一月、天武二年閏六月、同十年閏七月、同十三年閏四月、朱鳥元年閏十二月、持統三年閏八月、同六年閏五月、同九年閏二月。なお、齊明天七年七月条に引用されている「伊吉連博德書」にも「潤十月」という記述がみられるが、

これは例外的なものであるため除外した。

（44）ただし、仲哀元年閏十一月条に関しては、架空に設定された暦日である可能性が極めて高い。この閏月に関しては解釈が困難であるが、記事の内容は仲哀天皇の父である日本武尊が崩御後に白鳥と化した伝承に関するものであり、一つ前に配置されている十一月条の記事と内容が連続している。可能性としては、年月日の設定段階において仲哀元年十一月、十二月の記事として設定されていたものが、長曆の作成後に両月の間に閏月が存在していることが判明したために、後者の十二月の記事が閏十一月の記事に改められたということが考えられる。

（45）平朔法とは、本来一定しない一朔望月の長さを平均値として扱う計算法であり、そこから更に複雑な計算を行つて毎月のより正確な長さを求める定朔法に比べれば、かなり単純な仕組みに基づいている。こうした暦法計算の仕組みについては、前掲内田氏「日本暦日原典」「暦法編」や、前掲數内氏「中国の天文暦法」などを参照。

（46）儀鳳曆（麟德曆）については、「新唐書」卷二十六、志第十六、暦二に記されている。

（47）中国の暦法においては、暦元として十一月の中氣である冬至が設定されることが基本であるため、公式によつて算出される最初の値も冬至のものとなる。ただし、元嘉曆に関しては例外的な暦法であり、正月の中氣である雨水が起点として設定されている。

（48）具体的な数値については後述するが、計算に分数が含まれてしまうのは、一太陽年の長さが十二で割り切れないためである。

(49) 註(15)を参照。

(50) 以下の数値や名称は、【新唐書】卷二十六、志第十六、歴一による。

(51) 【書紀】全体の時間的範囲である一千三百六十四年間には、全部で五百二の閏月が存在しているが、これらの閏月の位置確認については、前掲

内田氏「日本書紀暦日原典」を参照した。

(52) 「必要な誤差」に関する具体的な説明については、表Ⅲに付した注を参照。

(53) これは閏月 자체やその前後の月に月朔干支を有する記事の存在する閏月の場合であり、記事とは無関係な多くの閏月の中には、よりずれやすいものも存在している。ただし、こうした閏月の位置がずれたとしても、【書紀】に記されている暦日に影響が及ぶことはない。

(54) 更にいえば、この場合においては垂仁二十三年と履中五年の閏月は二ヶ月も前にずれ込んでしまうため、垂仁二十三年九月条の月朔干支も暦法に適合しない事例となってしまう。

(55) 元嘉曆部分に含まれる表Ⅱの25番の閏月に関しては、本稿で行ったような暦日計算時の誤りを想定することは困難であり、この暦日に関しては閏字の脱落を想定した小川氏の解釈が適当であるのかもしれない。

#### (付記)

本稿は二〇〇三年に行われた第三十一回古代史セミナー奈良大会において口頭発表した内容をベースとして、その後に加筆訂正を加えたものである。セミナーにおいては、多くの方々より貴重な御意見を賜った。

成稿が遅くなってしまったが、心より感謝する次第である。また、奈良文化財研究所の小澤毅先生と活水女子大学の細井浩志先生には、研究内容についての多くの御教示を賜った。深甚の謝意を表したい。

(広島大学大学院社会科学研究中心)